

2014年10月RI理事会 決定事項抄録

国際ロータリー理事会の決定事項

2014年10月理事会会合

2014年10月27～30日、エバンストン（米国イリノイ州）にて、2014-15年度国際ロータリー（RI）理事会の第2回会合が開かれました。理事会は、15の委員会報告を確認し、82の決定を行いました。

クラブ・地区関連

理事会は、以下の通り地区を再編成しました。

第3010地区（インド）： 第3011地区と第3012地区の新地区に分割
（2015年7月1日より有効）

第3140地区（インド）： 第3141地区と第3142地区の新地区に分割
（2016年7月1日より有効）

第3180地区（インド）： 第3181地区と第3182地区の新地区に分割
（2016年7月1日より有効）

理事会はまた、第2060地区（イタリア）を、第19ゾーンから第12ゾーンに再指定しました（2015年7月1日より有効）。

プログラム・賞関連

理事会は、会員の特典に関する新プログラムを設けることに同意しました。このプログラムでは、さまざまな商品やサービスに対する割引やポイントが参加ロータリアンに提供されます。プログラムの開発に向けた初期リサーチが直ちに開始され、**導入は2015年7月となる予定です。**

理事会は、ロータリーの特別月間を、重点分野を強調するものに変更しました。新しい特別月間は、次のとおりです。

9月：基本的教育と識字率向上月間

10月：経済と地域社会の発展月間

12月：疾病予防と治療月間

1月：職業奉仕月間

2月：平和と紛争予防／紛争解決月間

3月：水と衛生月間

4月：母子の健康月間

5月：青少年奉仕月間

ロータリー学友を管理する責務を共有する方法を確立するため、理事会は、ロータリーコーディネーターとロータリー公共イメージコーディネーターの主な責務に、学友関連の責務を追加しました。また、学友による国際大会への参加を促すため、ロータリープログラム参加年度を問わず、ロータリアンではない学友のための一律登録料金を設定しました。これにより学友には、2016年のソウル（韓国）国際大会より、ローターアクターと同額の登録料が適用されることとなります。

理事会は、2014-15年度「超私の奉仕賞」の受賞者145名を選びました。受賞者の名前は、2015年7月1日にRIウェブサイトに掲載されるほか、『ザ・ロータリアン』誌2015年8月号でも公表されます。

管理運営・財務関連

理事会は、2015年7月1日から任期を開始するロータリー財団の新しい管理委員として、ロン D. バートン氏、オルシリク・バルカン氏、マリオ・セザル・デ・カマルゴ氏、トー

マス M. ソーフィンソン氏を選出しました。

理事会は、「革新性と柔軟性のあるクラブ」試験的プログラムの対象クラブの数を、200 から 1000 に増加しました。

クラブと地区にとって基本的な情報の翻訳をロータリーが公式に提供する言語として、標準中国語が追加されました。

理事会は、RI 細則に規定されている「追加会費」の項目について、2015 年 7 月 1 日より、規定審議会の予測経費のための追加経費を 1 ドルから 1 ドル 50 セントに増加する変更を承認しました。

理事会は、国際ロータリーの 2013-14 年度財務の監査済み財務諸表および報告を受理しました。RI 細則に従い、年次報告書が出版されます。

管理委員会の決定事項

2014 年 10 月管理委員会会合の抄録

ロータリー財団管理委員会は、2014 年 10 月 20～23 日、米国イリノイ州のエバンストンにて会合を開き、7 つの委員会報告を確認し、60 の決定を行いました。

管理運営

管理委員会は、カルヤン・バネルジー氏を 2015-16 年度管理委員長エレクトとして選出し、ポール A. ネットェル氏を 2015-06 年度副議長に選出しました。

管理委員会は、**2015 年 7 月 1 日から 3 年間で取り組むべき優先項目として、以下の 4 つを採択しました。**

1. 永久にポリオを撲滅する。
2. ロータリー財団に対するロータリアンの知識、参加、寄付を向上させる。
3. 財団の補助金と 6 つの重点分野を通じて、ロータリーの人道的奉仕の質と影響を高める。
4. ポリオプラスにおける成果と「世界でよいこと」をしてきた 100 年の歴史に特に注目し、財団によるこれまでの実績に対するイメージと認識を高める。

管理委員会は、ロータリー財団 100 周年に合わせて、以下 4 つの 100 周年目標を承認しました。

1. ロータリー財団に対する人びとの認識を高める。
2. ロータリー財団プログラムと関連する大きな達成を確認し、表彰する。
3. 2016 年と 2017 年の RI 国際大会、また、2016-17 年度のゾーン、地区、多地区による全会合において、祝賀を目的とした特別な催しを行う。
4. 2016-17 年度に、年次基金、ポリオプラス基金、恒久基金、ロータリー平和センター大口寄付推進計画に対する寄付において過去最高額を達成する。

また、管理委員会は、財団の 100 周年ロゴを新たに承認しました。

寄付推進

管理委員会は、最高 100 名のロータリー平和フェローを支援するための寄付または誓約に関して、2017 年 6 月 30 日までに 1 億 5,000 万ドルを集める寄付目標を設定しました。

プログラム

管理委員会は、アフガニスタン、カメルーン、コンゴ民主共和国、エチオピア、インド、ニジェール、ナイジェリア、パキスタン、ソマリア、南スーダン、スーダンでの運営サポート、技術上・運営上の援助、社会動員、および研究活動を支えるため、世界保健機関 (WHO)

とユニセフへのポリオプラス補助金を承認しました。
管理委員会は、現在ロータリーが存在せず、RI 理事会が積極的に拡大を模索している国での補助金活動を認めるよう要件を改正しました。また、協力団体のプロジェクトに関連した運営管理諸経費のための、グローバル補助金の使用を認可しました。
管理委員会は、西アフリカでのエボラ感染による人道的危機について話し合い、事務総長に対し、エボラの影響下にある地域のロータリアンと相談の上、ロータリーが最も効果的に対応するための方法に関する報告を、2015 年管理委員会会合に提出することを要請しました。

資金管理

管理委員会は、財団資金の不正使用の申し立てに関する報告を確認し、その結果、資金管理の方針の不順守により、2 地区と 4 クラブに財団プログラムへの参加停止措置を下しました。

財務

管理委員会は、ロータリー財団の 2013-14 年度の監査済み財務諸表および財務報告を受理しました。

RI 日本事務局より特別月間変更に関するお知らせ

1 月 5 日に、2015 年 7 月以降の特別月間変更についてお知らせ致しましたが
(日本独自の)10 月米山月間や、特別週間についてはどうなるのかというご質問を複数頂戴いたしました。

**確認を致しましたところ米山月間について変更の予定はないとのことです。
また特別週間についても特に変更となるような記述は RI 理事会議事録には見受けられません。
以上、よろしく願いいたします。**

島村 耕介

国際ロータリー日本事務局 |クラブ・地区支援室
Tel 03-5439-5800 Fax 03-5439-0405

◆ 新しい強調月間 Monthly Emphasis

- 8 月 会員増強及び拡大月間 Membership and Extension Month
- 9 月 基本的教育と識字率の向上月間
Area of Focus: Basic Education and Literacy Month
- 10 月 経済と地域社会の発展月間
Area of Focus: Economic and Community Development Month
- 11 月 ロータリー財団月間 The Rotary Foundation Month
- 12 月 疾病予防と治療月間 Area of Focus: Disease Prevention and Treatment Month
- 1 月 職業奉仕月間 Vocational Service Month
- 2 月 平和と紛争予防／紛争解決月間
Area of Focus: Peace and Conflict Prevention/Resolution Month
- 3 月 水と衛生月間 Area of Focus: Water and Sanitation Month
- 4 月 母子の健康月間 Area of Focus: Maternal and Child Health Month
- 5 月 青少年奉仕月間 Youth Services Month
- 6 月 ロータリー親睦活動月間 Rotary Fellowships Month

「世界インターアクト週間（11月5日を含む1週間）」（World Interact Week）

R I 理事会は、ロータリークラブとインターアクトクラブに、11月5日を含む1週間で「世界インターアクト週間」として遵守するように奨励しています。それは、ロータリークラブとインターアクトクラブを「顕著であり、国際規模の活動」に参加させるためです。

「追悼記念週間（1月27日を含む1週間）」（Remembrance Week）

1947年1月27日は、ロータリーの創始者・ポール・ハリスの命日です。1989年10～11月の理事会において、毎年この1月27日を含む1週間で、物故ロータリアンの冥福を祈り、生前の貢献を記念する週間として「追悼記念週間」と指定しました。

「世界理解と平和週間（2月23日～3月1日）」（World Understanding and Peace Week）

1905年2月23日は、ロータリーの創始者・ポール・ハリスが、友人3人と最初に会合をもった日です。この2月23日を祝う創立記念日は、「世界理解と平和の日」（World Understanding and Peace Day）として遵守されます。この日、各クラブは、国際理解、友情、平和へのロータリーの献身を特に認め、強調しなければなりません。理事会は、この2月23日に始まる1週間で「世界理解と平和週間」と呼び、ロータリーの奉仕活動を強調することを決議しています。

「世界ローターアクト週間（3月13日を含む1週間）」（World Rotaract Week）

1993年、R I 理事会はR Aの創立25周年を記念して、3月13日を含む1週間で「世界ローターアクト週間」に指定しました。

各RCには、地元のRACとの共同プロジェクトや、親睦活動に参加するよう、呼びかけを行っています。参加により、ロータリアンは、ローターアクターから、若いエネルギーや、新しいアイデア、労力を得ることができますし、ローターアクターは、ロータリアンから深い知識や経験を学ぶことができます。

10月 米山月間（Yoneyama Month）

日本独自の強調月間です。クラブはこの月に特に米山奨学事業の意義を深く認識し、寄付金を募る活動を行います。そのために米山記念奨学生や地区役員・委員の卓話を聞いたり、さらに奨学生から提供される資料を基にクラブ・フォーラムを開催したりすることが推奨されています。奨学会の目的及び事業・寄付及び表彰制度・奨学生の資格などは米山記念奨学会ホームページを参照ください。

参考資料：

ロータリー章典 2015年1月

8.020. 各種プログラムに関する強調月間

RI は次のような月ごとのプログラムを設けている：8 月は「会員増強および拡大月間」、9 月は「重点分野：基本的教育と識字率の向上月間」、10 月は「重点分野：経済と地域社会の発展月間」、11 月は「ロータリー財団月間」、12 月は「重点分野：疾病予防と治療月間」、1 月は「職業奉仕月間」、2 月は「重点分野：平和と紛争予防／紛争解決月間」、3 月は「重点分野：水と衛生月間」、4 月は「重点分野：母子の健康月間」、5 月は「青少年奉仕月間」、6 月は「ロータリー親睦活動月間」。クラブは、該当する強調事項を促進するために、一つあるいはそれ以上の週例プログラムを提案すべきである。（2014年10月理事会会合決定81号）

- 8 月 Membership and Extension Month 会員増強及び拡大月間
- 9 月 Area of Focus: Basic Education and Literacy Month 基本的教育と識字率の向上月間
- 10 月 Area of Focus: Economic and Community Development Month 経済と地域社会の発展月間
- 11 月 The Rotary Foundation Month ロータリー財団月間
- 12 月 Area of Focus: Disease Prevention and Treatment Month 疾病予防と治療月間
- 1 月 Vocational Service Month 職業奉仕月間
- 2 月 Area of Focus: Peace and Conflict Prevention/Resolution Month
平和と紛争予防／紛争解決月間
- 3 月 Area of Focus: Water and Sanitation Month 水と衛生月間
- 4 月 Area of Focus: Maternal and Child Health Month 母子の健康月間
- 5 月 Youth Services Month 青少年奉仕月間
- 6 月 Rotary Fellowships Month ロータリー親睦活動月間

8.030.2. ロータリー行動規範

ロータリアンとして、私は以下のように行動する。

1. 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
2. 取引のすべてにおいて公正に努め、相手とその職業に対して尊重の念をもって接する。
3. 自分の職業スキルを生かして、若い人びとを導き、特別なニーズを抱える人びとを助け、地域社会や世界中の人びとの生活の質を高める。
4. ロータリーやほかのロータリアンの評判を落とすような言動は避ける。
5. ~~事業や職業における特典を、ほかのロータリアンに求めない。~~

(2014年10月理事会会合、決定60号)

第5項が削除されました。

26.010.3. 戦略的優先項目と目標

優先項目 —— クラブのサポートと強化

目標

- クラブの刷新制と柔軟性を育てる
- さまざまな奉仕活動への参加を奨励する
- 会員基盤の多様性を奨励する
- 会員の勧誘と維持を改善する
- リーダーを育成する
- ダイナミックな新クラブを結成する
- クラブと地区における戦略計画の立案を奨励する

優先項目 —— 人道的奉仕の重点化と増加

目標

- ポリオを撲滅する
- 持続可能性を高める
 - プログラムや活動において青少年や若きリーダーの支援
 - ロータリー財団の6つの重点分野
- 他団体との協力やつながりを深める
- 地元と海外の地域社会で多大な成果をもたらすプロジェクトを生み出す

優先項目 —— 公共イメージと認知度の向上

目標

- イメージとブランド認知を調和させる
- 行動を主体とした奉仕を推進する
- 中核的価値観を推進する
- 職業奉仕を強調する
- ネットワークづくりの機会、ならびにクラブ独自の活動について広報するよう
- クラブに奨励する

優先項目 —— 財政的持続性と運用有効性の向上 (新たに追加された)

目標

- 財源の多様性を維持する (たとえば、資金提供者など)
- 景気下降下において、プログラムや運営を維持するために、RI と TRF は財政的な柔軟性を確保する
- 理事会や財団管理委員会によって承認された運営準備金の3年目標が達成される事を確実にする。
- 戦略的成果を達成し、運営の効率性を最大化するためにボランティアや職員や財源を活用する。

(2014年10月理事会会合 決定38号)

RI 戦略計画の優先項目が追加された。

(2014年5月理事会の決定事項が元になっています)

RI 理事会議事録翻訳 2014年10月（一部）

8.1. 特別行事

報告：

理事会は特別な行事の月間をそれぞれ指定してきた。たとえば、10月は職業奉仕月間など。ラビンドランRI会長エレクトは、それぞれの月間を変更して、ロータリーの重点分野をそれぞれ指定することを提案した。

決定：

1. 理事会は重点分野を強調する特別月間を指定するために、ロータリーカレンダーの特別行事を変更することを承認した。そして、ロータリー章典の8.020.と19.010.5.および40.070.を次のように修正する。

8.020.

8.020 各種プログラムに関する強調月間

RI は次のような月ごとのプログラムを設けている：8月は「会員増強および拡大月間」、9月は「新世代月間 重点分野：基本的教育と識字率の向上月間」、10月は「職業奉仕月間 重点分野：経済と地域社会の発展月間」、11月は「ロータリー財団月間」、12月は「家族月間 重点分野：疾病予防と治療月間」、1月は「ロータリー理解推進月間 職業奉仕月間」、2月は「世界理解月間 重点分野：平和と紛争予防／紛争解決月間」、3月は「識字率向上月間 重点分野：水と衛生月間」、4月は「雑誌月間 重点分野：母子の健康月間」、5月は「青少年奉仕月間」、6月は「ロータリー親睦月間」。クラブは、該当する強調事項を促進するために、一つあるいはそれ以上の週例プログラムを提案すべきである。

60. 会員特典プログラム (Member Benefit Programs)

報告：

2014年7月理事会決定18号において、理事会は、会員特典カードプログラムが会員に対して明確で直接の特典を提供できることを認め、事務総長に対して、本会合においてこのようなプログラムの可能性について包括的な報告をするよう求めた。

事務総長は理事会が検討するために、それぞれの選択肢の機会や検証、そして人員配置やリソースの必要条件などを含めて、いくつかの違った選択肢を提案した。

決定：理事会は

1. 事務総長に次の事を要請する。
 - a. 評判の良い会社と会員との業者間割引を交渉することによって、ロータリアンに会員特典プログラムを提供すること；
 - b. 会員特典プログラムを管理すること；
 - c. **付属資料 I** に掲載されているように、3450 地区（香港、マカオ、モンゴル）の実例に基づき、地区に対して草の根の地区会員特典プログラムを実行するように奨励すること。
 - d. 可能であれば、2015年7月1日までに、会員特典プログラムを開始すること。
2. 会員特典プログラムとして、ロータリアンに無料で、参加を希望するロータリアンにバーチャル・メンバーカードを提供することを承認する。
3. ロータリーの会員情報データの質が限られることを認識すると共に、会員をより惹きつけ、企業パートナーに恩恵をもたらすようにするために、事務総長に対して、このデータの全体的な質の向上を図る費用効率の高い方法を研究するように要請した。
4. 2014～15年度において、会員特典プログラムの当初支出として、2014年7月開催理事会の決定22号で承認された基金から米貨241,000ドルの支出を承認する。
5. 2015～16年度のこのプログラム基金に対して、最高米貨432,000ドルの予算を計上することを事務総長に要請する。
6. この新規構想を開始するにあたり、事務総長を支援するための委員を3名任命するように会長エレクトに要請する。
7. 次の2015年1月の会合において、他の事務局プロジェクトについても、このような会員特典プログラムの実施がどのような影響をもたらすかも含めて、事務総長にこの新規構想の最新情報を提供するように要請する。
8. **付属資料 J** に示されているように、ロータリー行動規範を修正する。

付属資料 I

地区会員特典プログラム例 (決定第 60 号)

地区における草の根の取り組み

3450 地区（香港・マカオ）の経験に基づいたこのアイデアは、地域性のある類似のプログラムを促進することを地区に奨励するものです

地区ガバナー David Harilela 氏は 3450 地区の会員特典プログラムを成功裏に導きました。詳細は下記のようになります。：

- 2011 年に開始し、地区内の全 1772 名（およびその配偶者）の会員が参加しました。
- 現会員の有効なロータリークラブカードを（ロータリー第 3450 地区特典カード）提示することで、ロータリアンに割引が得られる
- 3450 地区の会員によって、ボランティアで管理運営されていた。
- 50 以上の商店主が割引や販売促進品（おまけ）や特価提供を実施した。
- 2012 年にはローターアクターによる 3 カ月間の試験的实施を行ったが、現在は中止。
- ロータリアン（およびロータリアンの縁故）は交際を深め、売主から特典を懇願する。
- その特典には売主からの割引や次のカテゴリーの地元企業（ロータリアンの事業も含めて）も含まれる。
 - ・ 食品、飲料
 - ・ ホテル、旅行関係
 - ・ 住宅および家庭用品
 - ・ 衣料（アパレル）、アクセサリ
 - ・ 健康、美容
 - ・ 研修、教育
 - ・ その他
- 『ロータリーは、会員に初めて何かを還元した』と感じたロータリアンによって、前向きな反応があった。（ポジティブ・レスポンス）
- 何名かのロータリアンからは、地区や RI の奉仕プロジェクトのために、そのプログラムは、リポートを地区に還元すべきとの提案があった。

付属資料 J
会員特典プログラムに関するロータリー章典の修正
(決定第 60 号)

8. 030.2 Rotarian Code of Conduct

ロータリアン行動規範

ロータリアンとして、私は以下のように行動する。

1. 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
2. 取引のすべてにおいて公正に努め、相手とその職業に対して尊重の念をもって接する。
3. 自分の職業スキルを生かして、若い人びとを導き、特別なニーズを抱える人びとを助け、地域社会や世界中の人びとの生活の質を高める。
4. ロータリーやほかのロータリアンの評判を落とすような言動は避ける。
5. ~~事業や職業における特典を、ほかのロータリアンに求めない。~~

* * *

33. 030. 2. Authorized Use of the Rotary Emblem

ロータリー徽章の許可された使用

ロータリー徽章の使用は、以下の通り許可されている。

- a) RI もしくはその加盟クラブより支給、発行されるすべての用箋および印刷物
- b) 公式のロータリー旗
- c) ロータリー国際大会その他のすべてのロータリー公式行事に用いる名札、バナー、装飾用品、印刷物、ならびに RI と加盟クラブの備品および設備 (敷物やじゅうたんを含む)。
- d) 加盟ロータリークラブの道標に使用する場合
- e) ロータリアンが着用する襟章

以下のものは、不適切な使用となる。

- a) 製品の商標または特別な銘柄として
- b) 他の記章または名称と組み合わせての使用。ただし、RI の免許制度規定およびRI会員特典プログラムの下、RI の協賛活動および協力関係の方針に従う場合は例外とする
- c) ロータリアン個人の商用便箋あるいは商用名刺に使用する場合
- d) 商業目的で使用する場合

以下の徽章の使用は、許可されていないが、許容されている。ロータリアンおよびその家族の個人的に使用する物品および季節の挨拶状。

ただし、ロータリアンがRI会員プログラムに参加しない場合は、以下の使用は、控えるべきである。ロータリアンの事業場や店舗の扉または窓。
そして、かかるプログラムにおける使用は、直接あるいは間接的に、国際ロータリーやロータリー法人による保証を意味するものではない。

* * *

33. 030. 12. Commercialization of the RI Name and Emblem

RI 名称および徽章の営利的使用

協賛、協同関係およびRI会員特典プログラムは、RI 徽章やその他のロータリー標章を商用

化するものではない。RI 細則第18.020.節の第 2 文は、第 1 文に続く結果であって、それゆえ、以下の両項を禁止するものではない。

a) 協賛目的のために、RI 徽章やその他のロータリー標章を他団体の標章と組み合わせて使用すること。

b) 協同関係の目的のために、RI 徽章やその他のロータリー標章を他団体の標章と組み合わせて使用すること。

c) RI会員特典プログラムのために、RI徽章や他のロータリー標章を他の組織の標章と組み合わせて使用すること。

それぞれの協賛関係は、協賛行事の終了をもって終結すべきである。

RI およびロータリー財団あるいはRI会員特典プログラムの協賛者または協同団体との契約には、ロータリー標章の使用に関する現行の理事会方針に一致するよう制限する文言を加えなければならない。

33.030.13. The Rotary Marks in Combination with Other Marks for Commercial Purposes **営利目的の他の標章と併用されるロータリー標章**

RI の免許制度規定、RI会員特典プログラム、および協賛活動と協力関係の方針の下、特に許可された場合を除き、営利目的のために他の名称または記章とロータリー標章を併記して使用することは、RI により認められていない。それがいかに価値あるものであっても、ロータリー標章は、他の団体または RIの唯一の管理下でないプログラムのロゴや記章バッジと一体化したり、組み込むことは一切できない。

33.030.15. Rotary Marks on Publications

出版物上のロータリー標章

RI または他のロータリー組織以外のいずれの者により発行されるパンフレット、ウェブサイト、あるいはそのほかの推進資料にロータリー標章を使用することは、不適切である。ただし、RI の免許制度規定およびRI会員特典プログラムの下、協賛活動および協力関係の方針に従う場合は例外とする。理事会はロータリークラブと地区の社会プロジェクトのための特定のガイドラインを採用した。

18. Affinity Program 提携プログラム

報告：

会長エレクトRavindran氏は、**提携カードプログラム (Affinity Credit Card Program)**は会員の特典として更に会員増強の潜在的な手段として、展開していくことを提案した。

決定：

理事会は、

1. RIの会員増強を押し上げるための複数の方法を考察することは望ましいことであると承認した。
2. 提携カードプログラムはすべての会員に明確な利益をもたらすものであることを承認した。
3. 提携カードプログラムが会員としてロータリアンに利益があるかを調査することを支援する。
4. 次の2014年10月開催の理事会に再検討するために、事務総長に対して、提携カードプログラムの実行可能性について、人事配置、必要な資源およびロータリアンや組織に対する潜在的な利益を比較して、包括的な報告を提出するように要請した。

38.ロータリー章典の最新版

報告：

理事会方針は、事務総長に、それぞれの理事会の終わりに、その会合の決定された決定について再検討し、そしてロータリー章典に付け加えるべき決定をリストアップした報告を提出するよう要請している。

事務総長は、2014年5月と7月の会合で承認された決定に基づき、章典の改正案を提出した。

決定：

理事会は、2014年5月と7月およびおそれ以前の会合で採択された決定を掲載するために、付属資料E（議事録の正式コピーにのみ添付）に掲載されているように、ロータリー章典を修正する。

参考：2014年5月理事会 決定122号

122. 戦略計画委員会報告

報告：

戦略計画委員会は2014年4月22～23日米国イリノイ州エバンストンで開催され、2014年戦略計画の調査結果、戦略評価チームの報告、2016年規定審議会に上程可能な戦略的立法案、および最終の夢計画パイロット評価、その他について議論した。

決定：

理事会は、

1. 2014年の戦略計画調査結果について、戦略計画委員会の報告と分析を承認する。
2. ロータリークラブとロータリアンを支援する際、国際ロータリーとロータリー財団が行うべき、**戦略計画の優先項目と目標の追加（付属資料D）を承認する。**
3. 付属資料E（議事録の正式コピーにのみ添付）に掲載されている戦略計画の優先項目と目標の基本的基準を承認する。また、事務総長に、2014年10月理事会において理事会に報告するために、戦略計画委員会からの情報を基に、これらの基準を更に改良するよう要請する。
4. 事務総長に、2014年10月理事会やそれ以降の会合において理事会に報告するために、付属資料F（議事録の正式コピーにのみ添付）に概要が示されているように、2014～15年度における、立案と優先順位付けのプロセスを実施するよう要請する。
5. 管理委員に、戦略計画の優先項目と目標および基準（概念として）の改正、および立案と優先順位付けのプロセスの実施について支援するよう要請する。
6. 定款細則委員会に、2014年10月の理事会において理事会が再検討するために、付属資料Gに掲載されているように、戦略計画委員会の構成についての改正案に関して、2016年規定審議会に提出可能な立法案の草案を作成することを要請する。

決定123-130

規定審議会レビュー委員会報告

規定審議会レビュー委員会は2014年4月22～23日開催され、理事会に勧告書を提出した。

53. ロータリーの目的の第5項目

報告：

2013年6月理事会決定216号において、理事会は2016年の規定審議会に立法案として、ロータリーの目的の第5項目として青少年の奉仕とリーダーシップの開発を追加することを提案することを承認した。この立法案を再検討する中で、定款細則委員会は提案された修正箇所はRI定款の変更のみであったことを示唆した。ロータリーの目的は標準ロータリークラブ定款にもまた記載されているため、定款細則委員会はこの立法案を両方の規定の変更に繁榮することを推奨した。

決定：

理事会は、2016年の規定審議会に提案することを認めた『ロータリーの目的の第5項目を追加して、青少年の奉仕とリーダーシップの開発を含めること』の立法案を次のように修正する。

提出立法案16ー

ロータリーの目的に、青少年の奉仕とリーダーシップの開発を含む第5項を追加する。

RI理事会提案

RI 理事会は RI 定款を下記のように修正することを提案する。

第4条 ロータリーの目的 (Object of Rotary)

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること

第5. 奉仕、メンターシップ、国際的交流、リーダーシップ開発の機会を通じて世界のリーダーとなる新世代の力を発揮させること；

さらに、RI理事会は標準ロータリークラブ定款を下記のように修正することを提案する。

第4条 ロータリーの目的 (Object of Rotary)

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；

第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること

第 5. 奉仕、メンターシップ、国際的交流、リーダーシップ開発の機会を通じて世界のリーダーとなる新世代の力を発揮させること；

(翻訳：刀根荘兵衛)